

福岡高等裁判所宮崎支部 平成●●年（〇〇）第●●号 更正処分取消請求控訴事件
国側当事者・国（鹿児島税務署長）
平成20年6月25日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 法人税基本通達2-1-25（相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例）に規定する「債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由」の意義
- (2) 控訴人会社から、その前代表者に対する貸付債権の利息は、前代表者が法人税基本通達2-1-25にいう「債務超過」の状態にあったというべきであるから、その利息を控訴人会社の益金に計上する必要はないとの控訴人会社の主張が、控訴人前代表者の有する有価証券の価値及び処分可能性いかにかわらず、本件各事業年度当時、同前代表者は、弁済能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することができないと判断される客観的状态にあったとはいえず、本件未収利息が受取利息として益金計上すべき経済的実質を欠くといえるような場合には当たらないというべきであり、本件未収利息は、法人税法22条2項（各事業年度の所得の金額の計算）に規定する要算入収益に当たるとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 企業会計原則上、法人所得の計算においては、当該所得が現実化しない場合であっても、いわゆる発生主義の原則により、当該取引においてこれが発生すべきものとされる事業年度において、当該所得が発生したものととして決算処理がされるべきものであり、このことは、貸金に係る利息債権（未収利息）の場合も同様である。したがって、このように決算処理がされるべき未収利息について、これを益金不算入として決算処理ないし法人税の確定申告をすることが許されるとするには、法人税法22条2項及び4項（各事業年度の所得の金額の計算）の解釈上、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則（企業会計原則）及び社会通念に照らし、客観的にやむを得ない例外的な事情の存することが必要であって、具体的には、弁済能力の欠乏のために債務者が弁済期の到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することができないと判断される客観的状态にあり、当該未収利息が受取利息として益金計上すべき経済的実質を欠くといえるような場合に限るものと解するのが相当である。そうすると、法人税基本通達2-1-25にいう「債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由」がある場合等というのも、このような趣旨における法人税法22条2項の解釈運用の指針を示したものと解される。
- (2) 省略
（第一審・鹿児島地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年11月27日判決、本資料257号—222・順号10831）

判	決
控 訴 人	株式会社A
上記代表者代表取締役	丙
上記訴訟代理人弁護士	蔵元 淳
被控訴人	国

上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	鹿児島税務署長 大藏 裕史
被控訴人指定代理人	赤谷 圭介
	井手上 秀文
	福本 昌弘
	新竹 和則
	岩崎 光憲
	渡邊 明
	上野 稔
	辻原 耕二
	寺本 史郎
	村口 登基郎
	藤井 里絵

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対して平成15年12月22日付けでした平成11年7月16日から平成12年7月15日までの事業年度の法人税の更正処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が控訴人に対して平成15年12月22日付けでした平成12年7月16日から平成13年7月15日までの事業年度の法人税の更正処分を取り消す。
- 4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

以下、略称については、本判決において新たに定めるほかは、原判決のそれに従う。

1 請求、争点及び各審級における判断の各概要

控訴人は、同社の平成12年7月期及び平成13年7月期（併せて本件各事業年度）において、その代表者であった乙に対し、通じて20億円を超える本件貸付金債権を有していた。

本件（平成17年11月7日訴え提起）は、本件各事業年度において、控訴人が乙の債務超過を理由として、本件貸付金に対する未収利息（本件未収利息）を受取利息として益金に算入することなく、法人税の確定申告をしたことに対し、処分行政庁が本件未収利息を受取利息として本件各事業年度における益金に算入した上、法人税の更正処分（本件各更正処分）をしたことから、控訴人が本件各更正処分の取消しを求めたものであり、主たる争点は、本件未収利息が、法人税法22条2項に規定する「法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき収益」（以下「要算入収益」ともいう。）と認められるべきものか否かである。

原判決（平成19年11月27日言渡し）は、結論として、本件未収利息が要算入収益に当たり、これを前提としてされた本件各更正処分は適法であると判断し、控訴人の本件請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人が本件控訴に及んだものであるが、本判決は、原判決と結論において同旨の判断をし、これを棄却するものである。

2 争いのない事実等及び争点

この点は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄の「1 争いのない事実等」及び「2 争点」に記載のとおりであるから、これを、ここに引用する。

- (1) 原判決4頁7行目の「原告は」から「乙に対して、」までを「控訴人が当時控訴人代表者であった乙に対し有していた」と改める。
- (2) 原判決5頁12行目及び13行目を次のとおり改める。

「2 争点

本件未収利息は、法人税法22条2項に規定する要算入収益と認められるべきものか否か。」

3 当事者の主張

この点は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「第3 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを、ここに引用する。

- (1) 原判決7頁1行目の「多額の金銭を乙に貸し付ける」を「多額の金銭の貸付けである本件貸付」と、16行目の「法人税」を「法人税法」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決8頁6行目の「規定されいる」を「規定されている」と、11行目の「本件第2事業年度」を「平成13年7月期」とそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

この点は、次のとおり付加・訂正するほかは、原判決の「第4 判断」に記載のとおりであるから、これを、ここに引用する。

- 1 原判決10頁7行目の「年収」の次に「(控訴人からの役員報酬や不動産収入等によるもの)」を加え、10行目の「乙から」を「乙から、ほぼ毎月本件貸付金の一部の返済を受けており、その返済額は」と、11行目から12行目にかけての「の本件貸付金の返済を受けており」を「となっているところ」とそれぞれ改める。
- 2 原判決11頁1行目から13頁6行目までを次のとおり改める。

「2 争点（本件未収利息の要算入収益該当性）について

【判示(1)】

- (1) 企業会計原則上、法人所得の計算においては、当該所得が現実化しない場合であっても、いわゆる発生主義の原則により、当該取引においてこれが発生すべきものとされる事業年度において、当該所得が発生したものとして決算処理がされるべきものであり、このことは、貸金に係る利息債権（未収利息）の場合も同様である。したがって、このように決算処理がされるべき未収利息について、これを益金不算入として決算処理ないし法人税の確定申告をすることが許されるとするには、法人税法22条2項及び4項の解釈上、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則（企業会計原則）及び社会通念に照らし、客観的にやむを得ない例外的な事情の存することが必要であって、具体的には、弁済能力の欠乏のために債務者が弁済期の到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することがで

きないと判断される客観的状态にあり、当該未収利息が受取利息として益金計上すべき経済的実質を欠くといえるような場合に限るものと解するのが相当である。そうすると、本件通達にいう「債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由」がある場合等というのも、このような趣旨における法人税法22条2項の解釈運用の指針を示したものと解される。

- (2) そこで、これを本件についてみるに、前記認定のとおり、乙は、本件各事業年度当時、原判決別表2のとおり30億円余りの資産を有し、また、控訴人からの役員報酬や不動産収入等により、平均で約4000万円の年収を得ており、B農協に対する4500万円余りの借入金については、元本及び利息を継続的に支払っていたものであり、そもそも乙の弁済能力がおよそ欠乏していたとは認められない。そして、本件各事業年度当時における乙の負債総額の実に約98%が本件貸付金の元本及び未払利息であるところ（原判決別表2参照）、①控訴人は、全体の約4分の3の株式を保有する乙を筆頭株主として株主は一族で占められている同族会社であること、②控訴人は、本件貸付の当初、これが巨額の融資であるにもかかわらず、借用書類、取締役会議事録等の書類を一切作成せず、また、返済期限や利息支払等の返済条件についての約定も結んでいない上に、通常これだけ巨額の融資をするのであれば、当然必要とされる人的物的担保も徴求していないこと、③本件貸付金の使途は、主として乙の株式投資資金のためであるところ、控訴人の主張によれば、これは、本来控訴人名義で行うべき資金調達目的の株式投資資金であったこと、④乙は、本件各事業年度において、ほぼ毎月、本件貸付金の一部の返済を行っているが、控訴人がその間に作成・交付したと主張する乙に対する督促状（乙9(1)(2)）には、通常貸主にとって重大な関心事である返済期限や利息に関する記載がなく、その前後において返済計画に関する具体的な話合いがされた形跡もないことが認められ、このような控訴人と乙との人的関係、本件貸付の態様、目的、返済状況等に照らすと、本件貸付は、乙の弁済能力に応じて可能な範囲で返済がされることを予定し、乙の資力状況いかんによって元本全額の返済は相当長期間にわたり猶予することを当然の前提として行われたものと認めるのが、当該取引の実態に合致するものというべきである（したがって、上記督促状は、あくまでも形式的に作成されたにすぎないと認めるのが相当である。）。

【判示(2)】

以上によれば、乙の有する有価証券の価値及び処分可能性いかんにかかわらず、本件各事業年度当時、乙は、弁済能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的、かつ、継続的に弁済することができないと判断される客観的状态にあったとはいえず、本件未収利息が受取利息として益金計上すべき経済的実質を欠くといえるような場合には当たらないというべきである。

したがって、本件未収利息は、法人税法22条2項に規定する要算入収益に当たるから、処分行政庁が本件未収利息を受取利息として本件各事業年度における益金に算入した上で行った本件各更正処分はいずれも適法である。」

- 3 原判決13頁7行目の「 イ また」を「(3) これに対して」と、23行目の「 ウ さらに」を「(4) また」とそれぞれ改める。

4 原判決 1 4 頁 1 1 行目の「(4)」を「(5)」と改める。

第 4 結論

よって、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横山 秀憲

裁判官 林 潤

裁判官 山口 和宏